

平成 31 年全国消費実態調査分科会（第 1 回） 議事概要

1 日 時 平成 29 年 11 月 1 日（水） 9:45～11:45

2 場 所 総務省統計局 6 階特別会議室

3 出席者

委 員：福井武弘座長（青山学院大学経営学部教授）
伊藤伸介委員（中央大学経済学部教授）
元山斉委員（青山学院大学経済学部准教授）
松尾尚之委員（東京都総務局統計部社会統計課長）

審議協力者：宇南山卓（一橋大学経済研究所准教授）
田中慶子（(公財)家計経済研究所次席研究員）
玉山哲郎（愛知県県民生活部統計課長）
土岩英隆（福岡市総務企画局企画調整部統計調査課長）

オブザーバー：茨木秀行（内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（総括担当））
谷本信賢（内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課長）
清水修（厚生労働省社会・援護局保護課課長補佐）（代理）

総 務 省：佐伯統計調査部長、栗田調査企画課長、阿向消費統計課長、佐藤物価統計室長、塚田消費指標調整官 他

4 議 事

- (1) 「平成 31 年全国消費実態調査分科会」の開催について
- (2) 次回全国消費実態調査に向けた検討事項（案）
- (3) その他

5 議事概要

議事（1） 「平成 31 年全国消費実態調査分科会」の開催について
・特段の意見無し

議事（2） 次回全国消費実態調査に向けた検討事項（案）

- ・学歴等の調査項目の追加にあたっては、事前にどのような集計表を作成するのかを検討した上で、調査票にどのような調査項目を設けるのかを議論したほうが良い。
- ・年収・貯蓄等調査票について、前回調査で N I S A への対応の議論があったように、世帯の年収や資産の構成の変化に合わせて調査票の設計を議論する必要がある。
- ・労働時間の調査項目の追加については、調査方法によって世帯の負担が大きくなったり、誤差が大きくなったりするので、国勢調査や労働力調査のように月の最終週を調査して日割りで推計するなどの検討を行ったほうが良い。

- ・ 単身学生や高齢者の施設入所者を調査対象に加えることが検討事項に挙げられているが、ジニ係数等の分析に影響を与えることが考えられるので、時系列や国際比較に支障がないよう慎重に検討願いたい。
- ・ 前回調査の実施状況報告を見ても分かる通り、全国消費実態調査は最も世帯の拒否感が強い調査。学歴の追加や単身学生の調査対象への追加などは地方自治体、調査員の負担増につながるため慎重な検討をお願いしたい。また、学生については大学に協力を依頼するなどの工夫ができないか。
- ・ 調査員の確保が地方自治体の課題であり困難になってきている。調査事項の追加等が調査の難しさにつながり、調査員の確保に影響を及ぼすのではないかと危惧している。
- ・ 奨学金や労働時間などの調査事項の追加については、他の調査と重複していないか等について精査していただきたい。
- ・ 学歴や労働時間を調査することによる忌避感については、エビデンスに基づいた判断をお願いしたい。また、シェアハウスなど新しい世帯の形態にも配慮してほしい。
- ・ 生活保護世帯の8割は単身世帯であるため、生活保護基準の検証用データとして、単身世帯のサンプルサイズ拡大はぜひお願いしたい。家計簿なしのショートフォームの調査を導入するのであれば、概算でも良いので消費支出がわかるような調査項目を設けてほしい。
- ・ 家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮するなどの調査内容の簡略化については、変更によって生じる標準誤差率の上昇をどこまで許容するかが論点。全国結果ではわずかな上昇であっても、都道府県別に見ると高い県もある。
- ・ 家計調査との統合集計については、そもそも標本設計が異なるものを統合することになるため、過去の調査結果との継続性や結果精度への影響、乗率の変更の是非について検証したほうが良い。全国消費実態調査の結果は、CTIのように指数としての公表ではなく、実額として公表され、施策にも使われているため慎重に議論する必要がある。
- ・ ロングフォームとショートフォームの調査の導入について、現行の事務局案では代替標本を見つけることが困難になるのではないかという懸念がある。
- ・ 食料の分類を粗くすると、記入方法が変わるため、結果数値への影響があるのではないか。出来る限り従来どおりの細かい分類・記入方法にしたほうが良い。
- ・ 準調査世帯名簿などで非回答世帯の属性が把握できれば、今後、調査を検討していく際材料として利用できると思うので検討してみてはどうか。
- ・ モニター調査等を利用したモデル推計については基本的に賛成の立場。ただ、項目によっては傾向を見るものとしては使えても、実額を推計する際にはバイアスが無視できなくなるケースもあるかもしれないので、検証をする必要がある。

- 年平均推定を行うとのことだが、そもそも9～11月は季節性がないということで調査期間としていたのではないか。推計を行うと誤差が大きくなるため注意が必要。また、家計調査との統合については、乗率の再計算を行うなど十分に検討する必要があるが、価値のある試みだと思う。
- 全消の市区町村別結果を要望する声が地方自治体からあがっているようだが、小地域推定を用いた推計を参考系列として行ってはどうか。
- 調査内容などを変更する際の影響として、標準誤差率だけで判断するのではなく、非標本誤差を見ることも重要。家計簿へのレシート貼り付けを認めることや食料の分類の見直しなど世帯の負担軽減に繋がる事項を前向きに検討しても良いのではないか。
- 家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮することが、本当に世帯、調査員、地方自治体の負担軽減に繋がるのか。記入期間が2か月になったときに調査を受けてくれる世帯が増えるかがポイント。一方、調査を引受けた世帯が途中で脱落する率はそこまで高くなく、記入期間の長さはあまり影響していないのではないか。
- 調査事務の負担軽減の観点から、先にロングフォームの調査を依頼し、断られたらショートフォームの調査を依頼するといった方法はとれないか。
- 年収・貯蓄等調査票に税・社会保険料の額を入れることができれば、家計簿に収入を記入してもらわなければならないのではないか。中途半端に3か月程度の収入を調べてもあまり意味は無いのではないか。毎月の収入を調査しなくなると、収支バランスが取れなくなり、審査がやりにくくなるという意見があるかもしれないが検討してほしい。
- 狭い地域でロングフォームとショートフォームの調査を引き受けた世帯がそれぞれいる場合に、たまたまその事実をお互いが知ったときに不公平感を生じてしまうのではないか。インセンティブに差をつけるか、調査単位区ごとにロングフォームとショートフォームの調査を分けることができないか。
- 家計簿に毎日記入してもらうのではなく、週単位でのまとめ記入も認めることによって、世帯の記入負担を軽減できないか。
- GDPの家計消費の推計では、ベンチマークの小分類のウェイトに全国消費実態調査の食料の内訳データを利用しているが、分類が粗くなれば、これが困難になる。食料の計でも全国消費実態調査と家計調査の間で約5%の水準差があるなど、データの特性が異なるところがあり、内訳における相違点も含めた要因分析がなければ、代替として家計調査の結果を利用することもできない。
- 平成31年10月は消費税の増税予定時期と重なっている。消費税増税時期の過去の家計調査の結果をみると、他の時期と比して誤差がある。事前に影響を検証した上で、調査時期の変更も含めて十分に検討すべきではないか。

以上